

陳情第144号	受理年月日	令和5年3月14日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	生活保護の自立更生費の制度の周知徹底と積極的な活用について	
要旨	<p>国が定めた生活保護の実施要領は、出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭、災害等に伴う臨時的な補償金、保険金または見舞金、公的な団体等による一定の給付金、高校生のアルバイトによる収入等のうち、その世帯の自立更生に当てられる額等について、収入として認定しない扱いとすることを定めている。</p> <p>このような収入は、生活保護世帯にとって、日常的に存在するわけではないが、これを収入認定しない扱いとすることは、事故や災害など、何らかの事情で恵与される金銭等を一律的に収入認定するのではなく、月々支給される保護費の範囲では満たされない生活需要を補うことによって、世帯を健康で文化的な生活の実現に近づけようとするものと考えられる。また、これは生活に困窮するすべての国民に対し…最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することという生活保護法の目的にも沿ったものと考えられる。</p> <p>しかし、北九州市においては、自立更生費用の認定に関する情報が、生活保護利用者に対して、ほとんど教示されていないため、交通事故に遭い補償金を受け取ったため、全額返納するよう指導されたが、実は、家電が壊れて買い換えることができずに不便な暮らしをしているので、自立更生費の活用を教えてもらえればよかったのに等の声が聞かれる。</p> <p>また、北九州市の生活保護行政を担当する職員の中でも、この制度への認識が不十分と思われる例が見受けられる状況である。</p> <p>については、下記の項目について措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 自立更生に係る費用を認めることができる場合には、そのことを当該生活保護利用者に教示し、自立更生計画書の作成を指導し、活用を勧めること。</p>	

- 2 自立更生費用活用について、該当する事案の実態や、そのうち実際に制度を利用したもの等の現状を明らかにすること。
- 3 自立更生費用を認めることができる場合等に関して、職員への周知徹底を図ること。